

# 「元気発進！子どもプラン(第2次計画)」について ～次世代育成行動計画と子ども・子育て支援事業計画を含む～

## 1 元気発進！子どもプラン（第2次計画）とは

これまで本市は、子どもの健全育成や子育てを支えるため、「元気発進！子どもプラン」に基づき、保健、医療、福祉、教育など幅広い分野にわたる施策に取り組んできました。その計画が平成26年度で終了することから、次の5年間（平成27～31年度）の北九州市の子育て支援の取り組みの指針となる「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」を、平成26年11月に策定しました。

## 2 第2次計画の概要

### (1) 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間です。

### (2) 計画の基本理念

『「子どもの成長」と「子育て」を地域社会で支え合う“まちづくり”』を基本理念に掲げ、全ての子どもが健やかに成長し、市民一人一人が家庭を持つことや子どもを生み育てることの喜びを実感できるまちの実現を目指します。

### (3) 計画の構成

4つの政策分野と14の施策、子ども・子育て支援事業計画で構成しています。

#### 【次世代育成行動計画】

○政策分野：「安心して生み育てることができる環境づくり」「子どもの育ちを支える幼児期の学校教育や保育の提供」など

○施策：「母子保健」「幼児期の学校教育や保育の提供」など

#### 【子ども・子育て支援事業計画】

○「幼児期の学校教育や保育の推進」「地域における子ども・子育て支援の推進」など

### (4) 計画の特徴

これまでの取り組みをさらに発展させるため、特に次の4つの施策の充実・強化を図っています。

#### ① 待機児童対策と子ども・子育て支援新制度への対応

・年間を通じた待機児童ゼロへの対策はもとより、潜在ニーズにもきめ細かく対応し、保育の量の拡充や質の向上に向けた取り組みを充実。

#### ② 少子化への対応

・結婚への支援や不妊・思いがけない妊娠など女性特有の悩みへの相談支援、多子世帯への支援など、結婚・妊娠・出産・育児への切れ目ない支援を実施。

#### ③ 青少年の非行防止と健全育成のための取り組み強化

・薬物乱用防止対策や立ち直り支援対策など、「青少年の非行を生まない地域づくり」への取り組みを強化。

#### ④ 特別な支援を要する子どもへの支援の充実

・ひとり親家庭への就労支援の強化や関係部署が連携した学習支援の実施など子どもの貧困対策を進める。

# 「元気発進！子どもプラン」（第2次計画）

## ＜保育サービスに係る事業抜粋＞

### ①保育の量の確保と教育・保育の質の向上

#### 【量の確保】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
117 新規	認定こども園の運営支援 [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	教育・保育施設の利用状況や利用者の希望とともに、事業者の意向などを踏まえ、認定こども園の普及を図るため、認定こども園の運営費用の一部を助成します。
118 新規	認定こども園整備事業 [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	教育・保育施設の利用状況や利用者の希望とともに、事業者の意向などを踏まえ、認定こども園の普及を図るため、施設整備を行う幼稚園に対して、費用の一部を助成します。
119 新規	小規模保育事業の運営支援 [子ども家庭局・保育課] [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	年度中途の入所が困難な3歳未満児の保育ニーズに対応するため、小規模保育事業を実施する幼稚園、保育所等に対し、運営費の一部を助成します。 《実施箇所数》 25年度：0か所⇒31年度：47か所
120 拡充	小規模保育設置促進事業 [子ども家庭局・保育課] [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	年度中途の入所が困難な3歳未満児の保育ニーズに対応するため、小規模保育を実施する幼稚園、保育所等に対し、施設整備費の一部を助成します。
122 新規	事業所内保育事業 [子ども家庭局・保育課]	自社従業員だけではなく地域の子どもを受け入れる事業所内保育施設に対し、運営費の一部を助成します。
124 拡充	保育所入所定員の拡大 [子ども家庭局・保育課]	保育所が特に不足する地域について、民間保育所の新規開設や既存保育所の定員増を行います。
126	産休明け保育等の対応の強化（家庭保育員の充実） [子ども家庭局・保育課]	保護者の就労等のため保育の必要性のある生後57日以上、3歳未満児を、保護者から委託を受け、自宅等を開放して、家庭的な保育を行います。 《実施箇所数》 25年度：18か所⇒現状維持

#### 【新しい時代に対応した市立幼稚園と直営保育所の役割の見直し】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
148 拡充	直営保育所の機能強化と再編・民営化 [子ども家庭局・保育課]	直営保育所において、特別な支援を要する子どもや家庭の支援を行うなどの機能強化を図ります。また、保育所運営の効率化と機能の集約を図るため、老朽化した施設の建て替え等にあわせて直営保育所の民営化を行い、施設の再編を進めます。

再掲 156  [拡充]	障害児保育の充実 〈特別保育事業補助〉  [子ども家庭局・保育課]	障害のある子どもの福祉の向上と、保護者の就労等を支援するため、保育を必要とする統合保育が可能な障害のある子どもについて、全保育所で受け入れを行います。 加えて、一時・延長保育を実施している保育所では、在宅障害児（中・軽度）の一時保育、在園障害児の延長保育も行います。 また、関係機関の協力のもと、統合保育の可能な重度の障害のある子どもを直営保育所で受け入れます。
再掲 166  [拡充]	親子通園事業  [子ども家庭局・保育課]	発達気になる子どもを保護者とともに受け入れる「親子通園クラス」を直営保育所で運営し、保育所での遊びや体験、相談を通じて継続的に支援します。 また、保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携しながら、児童の幼稚園、保育所などへの移行を含めた伴走型支援を行います。 《実利用組数》 25 年度：37 組⇒31 年度：50 組

② 幼稚園、保育所等における多様なニーズに対応した保育サービスの充実

No.	事業名 [担当課]	事業概要
151  [拡充]	延長保育事業 〈特別保育事業補助〉  [子ども家庭局・保育課]	保護者の就労形態の多様化や、残業等に伴う保育時間の延長への需要に対応するため、通常の保育時間を越えて、午後7時まで延長する「延長保育」の実施箇所数を拡充します。 また地域の実状を踏まえ、子どもの生活リズムに配慮しながら、午後8時までの延長保育を拡充します。 《実施施設数：午後7時まで》 26 年度：146 施設⇒31 年度：158 施設 《実施施設数：午後8時まで》 26 年度： 1 施設⇒31 年度：3 施設
152	夜間（長時間）保育事業  [子ども家庭局・保育課]	夜間の保育需要に対応するため、午前7時からおおむね午前0時まで利用できる「夜間保育所」については、利用者の動向を踏まえながら実施します。 《実施施設数》 26 年度：1 施設⇒現状維持
153  [拡充]	一時保育事業 〈特別保育事業補助〉  [子ども家庭局・保育課]	保護者のパート就労や冠婚葬祭、育児リフレッシュ等の理由により、一時的に家庭での保育が困難となる児童を保育所において保育します。 《実施施設数》 26 年度：69 施設⇒31 年度：86 施設

154	<p>休日保育事業</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>市内の認可保育所に入所、または家庭保育員制度を利用している児童等で、日曜日や祝日等に保護者の就労により保育の必要性がある児童について、指定の保育所で保育します。</p> <p>《実施施設数》</p> <p>26年度：7施設⇒現状維持</p>
155	<p>病児・病後児保育の充実</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">拡充</span> [子ども家庭局・保育課]</p>	<p>現在の病児・病後児保育の利用状況や保護者ニーズを踏まえながら、医療機関併設型の病児・病後児保育を実施します。</p> <p>また、適切な利用について保護者にパンフレットを配布するなど啓発を行います。</p> <p>《実施施設数》</p> <p>25年度：9施設⇒31年度：14施設</p>